

# コメ輸出拡大支援事業実施要領

制定 令和3（2021）年4月1日経流第20号

## 第1 目的

国内のコメ需要量が減少する一方で、海外における日本食レストランや米粉などを使用したグルテンフリー製品の世界市場は拡大傾向にある。

一方で輸出用米は、生産者の販売価格が主食用米よりも安いことや、生産性の向上が困難な「コシヒカリ」を中心に組み込まれているため、本県では、輸出用米に取り組む産地が限定的である。

そこで、本事業においては、輸出用米の生産から販売までの取組を一体的に支援することで、コメ輸出に取り組む産地の拡大を図る。

## 第2 事業内容、採択要件、補助対象経費及び事業実施主体

事業内容、採択要件、補助対象経費及び事業実施主体は、別表のとおりとする。

## 第3 事業の実施

### 1 事業実施計画の承認

(1) 事業実施主体が事業を実施しようとするときは、事業実施計画書（別記様式第1号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号-（1））により市町長を経由し、管轄する農業振興事務所長へ提出する。市町長は事業の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が見込まれる場合には、申請のあった事業実施計画書及び事業実施計画承認申請書を管轄する農業振興事務所長に提出する。

ただし、事業実施地区が複数の市町にまたがる等、やむを得ない場合は、関係する市町長と協議の上、農業振興事務所長へ事業実施計画書を作成し、事業実施計画承認申請書により提出することができる。

(2) 事業実施地区が複数の農業振興事務所にまたがる場合、事業実施主体は事業実施計画書を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号-（2））により知事へ提出する。

(3) (1)により申請書の提出を受けた農業振興事務所長は、事業実施計画の内容を確認し、達成が見込まれると認められる場合、当該事業実施計画を承認する。

なお、当該事業計画を承認した農業振興事務所長は、関係する市町長を経由し、事業実施主体へ承認した旨を通知し、申請書の写しを農政部長あて1部提出するものとする。

(4) (2)により申請書の提出を受けた知事は、事業実施計画の内容を確認し、達成が見込まれると認められる場合、当該事業実施計画を承認する。

### 2 実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、事業実施計画変更承認申請書（別記様式第3号）により、上記1に準じて行う。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 事業費の30%を超える増又は県補助金の増

(4) 事業費又は県補助金の30%を超える減

### 3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他に委託して実施することができる。

### 4 留意点

事業実施主体は、輸出用米の生産にあたり、水田収益力向上支援事業（令和3（2021）年4月1日生振第27号）等を活用し、低コスト生産技術や多収品種の導入に努めるものとする。

## 第4 推進指導

1 県は、関係団体等と連携し、事業実施主体に対し、事業の適正な実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

2 市町は、関係団体等と連携し、事業実施主体に対し、事業の適正な実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第5 実施状況報告等

### 1 実施状況等の報告

事業実施主体は、事業実施年度から事業実施の翌々年度までの間、毎年度、当該年度における実施状況を翌年度の5月末日までに、市町長を経由し、農業振興事務所長へ事業実施状況（別記様式第4号）を報告するものとする。ただし、第3の1において、事業実施計画書を農業振興事務所長へ提出した場合は農業振興事務所長、知事へ提出した場合は知事へ報告するものとする。

2 市町長は、事業実施主体から事業実施状況の提出があった場合、取りまとめの上、6月末日までに農業振興事務所長に報告するものとする。

3 農業振興事務所長は、事業実施状況の報告を受けた場合は、速やかに農政部長宛てその写しを提出するものとする。

## 第6 助成

県は、この事業に必要な経費に対し予算の範囲内において、コメ輸出拡大支援事業費補助金交付要領に定めるところにより助成するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（令和3（2021）年4月1日経流第20号）

1 この要領は、令和3（2021）年度から適用する。

2 この要領は、令和7（2025）年度限り、その効力を失う。